

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う、小・中学校における臨時休業中の対応及び今後の教育活動について

1 学校再開に向けた基本原則

児童・生徒の安全・安心を考慮した上で、今しかできない学習の機会を保障する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 感染状況を踏まえ、段階的に学校を再開する。② 学校は、授業の再開を優先する。 |
|---|

2 学校再開に向けた具体的な方向性について

(1) 段階的な学校再開 ※第3段階まで小学校での個別昼食提供は継続

- ・「第1段階」 令和2年(2020年)5月29日まで実施
→授業日の設定は行わず、短時間の個別・分散登校と、小学校及び義務教育学校第6学年、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年を対象とした少人数指導を継続する。
- ・「第2段階」 令和2年(2020年)6月1日(月)から6月5日(金)までを想定
→授業日の設定を行い、全学年を対象とした短時間の少人数での授業を実施する。
- ・「第3段階」 令和2年(2020年)6月8日(月)から6月12日(金)までを想定
→授業日の設定を行い、全学年を対象とした午前授業(給食なし)を実施する。
- ・「第4段階」 令和2年(2020年)6月15日(月)以降を想定
→小学校については、全学年(給食あり)で発達段階に応じて6時間授業の実施を可能とする。
→中学校については、全学年(給食あり)で原則6時間授業を実施する。部活動については感染状況を見ながら判断する。

(2) 夏季休業期間の短縮による授業時数確保

- ・小学校 令和2年(2020年)8月1日(土)から8月26日(水)まで
- ・中学校 令和2年(2020年)8月6日(木)から8月23日(日)まで
- ・いずみの森義務教育学校 令和2年(2020年)8月1日(土)から8月23日(日)まで
- ・学校閉庁日は令和2年(2020年)8月11日(火)から8月17日(月)までとする。ただし、夏季休業期間中における(学校閉庁日を除く)学習内容の定着を図るための個別・分散登校等は可能とする。

(3) 学校行事等の延期・中止

- ・原則1学期は、以下の学校行事を2学期以降に延期するか、中止する。
 - *不特定多数の参加者が想定される行事(例:学校公開、運動会、体育大会)
 - *宿泊を伴う行事、公共交通機関やバスなどを使い校外に移動する行事(例:移動教室、修学旅行、遠足、社会科見学)
- ・令和2年度(2020年度)の水泳指導は実施しない。
- ・部活動は、「第4段階」になるまでは実施しない。再開後も、当面の間は、できるだけ接触を避けるなど一定の制限を設けるとともに、対外試合は禁止する。

3 児童・生徒の学びの保障に向けた配慮事項

- ・学校再開後も感染予防を理由とした保護者の考えで児童・生徒が欠席した場合、欠席扱いにしない。
 - *欠席した児童・生徒については、個別対応を確実に行う。
- ・個別・分散登校、少人数指導を実施している期間は、家庭学習を組み合わせ、新学年の学習を進める。その際、動画配信、双方向通信を活用し、オンラインでの指導を実施する。
 - *オンラインの環境が整わない家庭に対し、東京都の補助事業を活用し、通信費を含んだルーターとタブレット端末の貸与を行う。

4 今後に向けた取組の方向性

- ・「新しい生活様式」の中での学校教育構築のためのGIGAスクール構想の早期実現
- ・学校行事や水泳指導のあり方などの「新しい生活様式」に対応した教育の検討